

患者の権利と義務

患者さんは、一人ひとりがより良く安全な医療を受ける「生命（いのち）の主人公」です。

私たちは医療の在り方を「患者さんと医療従事者との相互の信頼関係に基づき、共同して作り上げていくもの」と考えています。この考えのもと、当院の「患者の権利と義務」を定めます。

～ 患者の権利 ～

人権が尊重される権利

ひとりの人間として尊厳を保ち、その人格や価値観などを尊重される権利があります。

医療を受ける権利

すべての人は、必要かつ適切な医療を公平・公正に受ける権利があります。

知る権利

病気についてわかりやすい言葉で十分な説明と情報提供を受ける権利があります。

必要に応じて、自らの診療記録の開示を求める権利があります。

自己決定の権利

十分な説明と情報提供を受けた上で、提案された診療計画などを自らの意思で選択あるいは拒否する権利があります。

選ぶ権利

医療機関をご自身で選ぶ権利があります。

必要に応じて、別の医師の意見（セカンドオピニオン）を聞く権利があります。

プライバシーが守られる権利

それぞれの治療の過程で得られた個人情報などの秘密が守られ、プライバシーが保護される権利があります。

～ 患者の義務 ～

医療に参加する義務

- ・ 心身の健康状態、その他必要事項について、正確な情報をお伝えください。
- ・ 安心・安全の医療の提供を受けるため、治療方針等に疑問がある場合や、その変更を希望する場合は、主治医とよくご相談のうえ、明確な意思表示をしてください。

規則を遵守する義務

- ・ すべての患者さんが快適な環境で医療が受けられるよう、病院規則や医療安全・感染対策上の規則をお守り職員の指示・指導に従ってください。
- ・ 社会的なルールを遵守し、他の患者さんや職員のプライバシーや権利を尊重してください。

医療費を支払う義務

- ・ 医療費、その他の費用については必ずお支払いください。
(お支払いについてお困りの場合は、医療相談課にご相談ください)